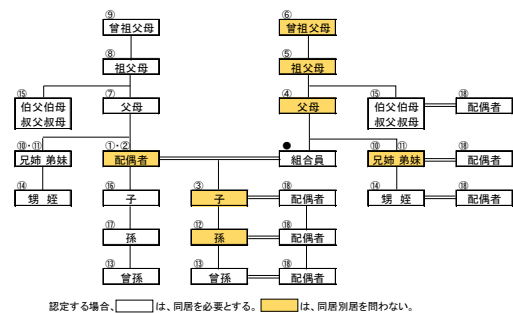


『扶養認定』添付書類一覧表



【注意事項】

- 添付書類が旧姓の場合は、「改姓後の氏名を確認できる書類(運転免許証の写し等)」が必要です。
- 夫婦共同扶養の場合(配偶者を扶養していない方が子を扶養に入れる場合)は、「配偶者の収入証明(源泉徴収票または所得証明書)」が必要です。
- 両親のうち、片親だけを扶養に入れる場合等、扶養認定対象者に配偶者がいる場合には、「配偶者の収入証明(源泉徴収票または所得証明書)」が必要です。

※上記収入証明は、配偶者を扶養に入れている場合や配偶者がいない場合(死別・離婚等)は添付不要です。

その他、扶養認定審査上、必要に応じて、追加書類の提出をお願いする場合があります。

被保険者との続柄	被保険者との同居が要件	個人番号等		扶養理由証明書		同一世帯・住居に関する証明書				収入に関する証明書										別居(送金)に関する証明書				
		①個人番号	②被扶養者の住民票住所記載書類 (個人番号の記載がない場合)	①被扶養者現況書	②学生証(写)または在学証明書(原本)	①戸籍謄本または抄本	②外国人在留カード(写)、外国人登録証(写)および外国人がの場合	③在院・在園証明書(施設入所の場合)	④母子手帳(写) (父母氏名および役所証明記載のページ)	以下の該当するものは、全て添付ください。↓										⑩所得証明書(課税証明書)	⑪非課税証明書	⑫配偶者の源泉徴収票(所得証明書) ※配偶者が扶養に入っていない場合	⑬現行直近3カ月分の 銀行振込明細書(写)または 現金書留送金票(写)等	
										パート・アルバイト収入がある場合	自営業の場合	年金収入がある場合	勤務先を退職した場合		失業給付の受給を終了した場合	自営業であった場合	就業経験のない場合							
① 配偶者	無職・無収入 収入がある場合	○ ○	○ ○	○ ○	○学生のみ	○				○ ①～④の該当書類を添付	○ ⑤～⑩の該当書類を添付										○60歳以上	○	○	
② 内縁の配偶者	無職・無収入 収入がある場合	○ ○	○ ○	○ ○	○学生のみ	○	○	○		○ ①～④の該当書類を添付	○ ⑤～⑩の該当書類を添付										○60歳以上			
③ 子供 (養子含む)	新生児		○	○	(別居・配偶者がいない場合)		○養子	○	○		○ ⑤～⑩の該当書類を添付													
	16歳未満		○	○	(別居・配偶者がいない場合)		○養子	○			○ ⑤～⑩の該当書類を添付											○		
	16歳以上の学生(予備校含む)		○	○	(収入有・別居・配偶者がいない場合)		○養子	○			○ 該当書類を添付 ※個人番号を提出した場合は不要											○		
	16歳以上の学生以外(夜間学生含む)		○	○			○養子	○			○ 該当書類を添付											○	○	
被保険者の三親等内の親族	父母(養父・養母)④		○	○			○養父母	○			○ 該当書類を添付										○60歳以上	○	○	
	祖父母⑤・曾祖父母⑥		○	○							○ 該当書類を添付										○60歳以上	○	○	
	配偶者の父母⑦・祖父母⑧・曾祖父母⑨ (内縁の配偶者も同様)		○	○							○ 該当書類を添付										○60歳以上	○		
	兄・姉⑩ 弟・妹⑪ 孫⑫	新生児		○	○	(別居の場合)				○													○	
		16歳未満		○	○	(別居の場合)																	○	
		16歳以上の学生(予備校含む)		○	○	(収入有・別居の場合)		○				○ 該当書類を添付 ※個人番号を提出した場合は不要											○	
		16歳以上の学生以外(夜間学生含む)		○	○							○ 該当書類を添付										○60歳以上	○	○
	配偶者の兄姉⑩・弟妹⑪ 伯父・伯母⑬ 叔父・叔母⑭ 甥・姪⑮ 曾孫⑯	新生児		○	○					○													○	
16歳未満			○	○																		○		
16歳以上の学生(予備校含む)			○	○			○				○ 該当書類を添付 ※個人番号を提出した場合は不要											○		
16歳以上の学生以外(夜間学生含む)			○	○							○ 該当書類を添付										○60歳以上	○		